
第4章 計画の取組内容

1. 地域包括ケアシステムの深化

1-1. 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の考え方は、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害者や子ども等への支援、介護と育児を同時に行う等の課題が複合化している人への支援等、生活上の困難を抱える人々の支援に対応できるように拡大していくことであることから、これを推進していくことは地域包括ケアシステム自体の強化にもつながると考えられます。

また、「地域における支え合い」の考え方についても、これまでのサービス提供者と利用者が、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性にとらわれずに、地域住民が世代を超えてともに「支え合う」という考え方のより一層の浸透が求められます。

本市では、こうしたことを踏まえ、地域の日常的な課題等を「我が事」と受け止められるような地域づくりの推進や、様々な課題や相談に対して「丸ごと」対応していきけるような環境や体制の整備（場の創出や関係機関等とのネットワーク構築、適切な機関等へつなげられる体制の整備等）を通じて、包括的な支援体制の整備に努めます。

1-2. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは高齢者の生活を支える総合機関として、高齢者の実態把握に努めながら、高齢者に関する総合的な相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャーに対する指導・助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を行います。

高齢者やその家族が抱える様々な問題に対応するために、地域の保健・医療・福祉サービス等の専門機関や区長、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア等の地域における活動団体等とのネットワークの構築・強化に取り組みます。

また、地域包括支援センター職員の研修等への参加機会を増やし、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等、専門職のスキルアップ及び専門的な相談・問題等への対応力の強化を図り、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう支援します。

さらに、地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表します。加えて、地域包括支援センターによる出張相談等の地域住民と接する機会を活用し、地域包括支援センターの業務内容等の情報発信を行い、地域住民の理解促進に努めます。その他、高齢者の地域生活を支える生活支援サービス、介護予防サービス等に関する情報収集と情報発信に努めます。

【総合相談支援】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者本人やその家族等からの様々な相談を、総合的な窓口として受け付けます。また、相談内容に応じて、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス・制度の利用や専門機関等につなげる等の支援を行います。

さらに、相談窓口の周知・啓発や気軽に相談できるような環境及び実施体制の整備に努めます。

【権利擁護】

高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度の周知・啓発を行うとともに、高齢者のニーズに即したサービスや関係機関等につなぎます。また、地域包括支援センターは、高齢者虐待に関する窓口の1つであり、関係機関等と連携して虐待の早期発見に努め、高齢者の虐待防止や権利擁護を図ります。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

高齢者本人や家族が、必要な時に必要な地域資源を切れ目なく活用できるように支援していくため、医療機関等の関係機関との協力体制づくりに取り組みます。

また、ケアマネジャーの研修や、ケアマネジャーと関係機関との意見交換・情報共有の場を設け、ケアマネジャーの資質向上及びネットワークの構築・強化ができるよう支援します。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
初期相談件数	1,300 件	1,340 件	1,380 件
出張相談件数「寄ってって」	20 件	20 件	20 件

(2) 地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センターは、本計画と整合を図った地域包括支援センター事業計画に基づいて運営されており、円滑かつ適正な運営を行うために、運営状況について自己評価を実施します。また、運営の公正・中立性の確保を図るため、被保険者、事業者、関係団体等から構成される「地域包括支援センター運営協議会」において、地域包括支援センターの自己評価結果に基づいて、定期的に運営状況の評価及び改善策等の協議を行います。

さらに、「地域包括支援センター運営協議会」は専門的な視点を持つ委員が参加していることを生かし、高齢者福祉に関わる団体やサービス等の地域資源との連携強化に取り組みます。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
運営協議会開催回数	2 回	2 回	2 回

1-3. 地域ケア会議の推進

(1) 地域ケア会議の構成

地域ケア会議は、多職種連携によりケアマネジメントの質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより、地域に必要な社会資源の開発や地域づくり、更には市町村の計画への反映等、政策形成につなげるためのものです。地域包括ケアシステムの実現に向けた重要なツールの1つとして、本市では、高齢介護課と地域包括支援センターにてそれぞれ役割を分担し会議を運営します。

【困難事例等の支援のための個別地域ケア会議】

地域包括支援センターにおいては、地域のケアマネジャーの抱える事例であって、サービス担当者会議では解決できない困難事例等への対応を支援するため、個別ケースに関する地域ケア会議を開催します。高齢者本人や家族、介護・福祉・医療関係者、民生委員、地域の関係者等に参加を呼びかけ、現状の課題を共有するとともに今後の支援方針・対応策の検討を進め、会議参加者の合意形成を図れるよう努めます。

【自立支援型地域ケア会議】

高齢介護課においては、要支援認定者等の軽度者の自立支援及び重度化防止を多職種で支援していくため、自立支援に向けた検討を行う地域ケア会議を開催します。会議は地域包括支援センター職員やケアマネジャーのほか、リハビリテーションの専門職等、高齢者の支援に直接携わる多職種で構成し、個別のケースを通して見えてくる地域の課題やニーズについて、各職種の専門的視点から意見を幅広く出し合うものとします。

自立支援に資するサービス提供と最適なケアマネジメントについては、その手法を蓄積し、会議録や決定事項として共有します。不足するインフォーマルサービス等については、そのニーズ量を把握し、優先順位や実行可能性等の整理を行いながら、必要な対応策について協議し、その実現に向けて多職種協働で取り組みます。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立支援に向けた地域ケア会議開催回数	12 回	12 回	12 回

(2) 地域ケア会議による地域包括ケアシステムの強化

これらの会議を積み重ねることによって、専門職のスキルアップや地域における見守り体制の拡大、多職種ネットワークの強化等、様々な面での機能強化を図ります。

また、高齢者本人の生活目標を実現していくための適切な介護保険サービスや地域支援事業の利用につなげ、高齢者が地域でその人らしく暮らし続けられるよう、包括的な支援体制の構築・強化を推進します。有効な課題解決方法の確立と普遍化を目指し、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域のケア体制を整備し、地域包括ケアシステムのもとに地域住民の安心・安全と QOL の向上が実現するよう努めます。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア会議において果たす機能			
①個別課題解決機能	○	○	○
②ネットワーク構築機能	○	○	○
③地域課題発見機能	○	○	○
④地域づくり・資源開発機能	○	○	○
⑤政策形成機能		○	○

1-4. 医療・介護連携の推進

(1) 医療・介護連携体制の強化

本市では、地域包括支援センターを事務局として、医療従事者と介護従事者等が同じチームの一員として個々の対象者に応じた最適なケアの提供をはじめ、地域における最適な医療・介護の提供システムの開発、事例検討会の実施等を行うために、関係機関や団体等が一堂に会した「医療・ケアマネネットワーク連絡会（通称：いけ！ネット）」が毎月開催されており、「認知症施策」、「多職種連携促進」、「課題分析」、「災害対応」、「啓発」の5つのワーキングチームが多くの課題について検討、協議を行うことで、現状把握及び課題の抽出・対応策の検討につなげていくとともに、ケアマネジャーを含む介護従事者と医療従事者の連携強化に努めます。

さらに、医療・介護連携についての情報共有と情報発信をしていくことも重要となることから、ICTを利用した情報共有ツールを活用し、十分なセキュリティのもと、医療・介護等に関する情報がスムーズに共有できるよう支援するとともに、地域の医療・介護サービス資源の情報を把握し、市民や医療・介護従事者等に向けてパンフレット配布等を行い、情報発信・情報提供を図ります。

その他、医療・介護従事者を支援する相談窓口として、「在宅医療・介護連携支援センター」を市立藤井寺市民病院地域連携室に設置し、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行います。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
いけ！ネット開催回数	15 回	15 回	15 回

(2) 医療計画との整合性の確保

高度急性期から在宅医療・介護までの一連的なサービス提供体制の一体的な確保を図るため、大阪府が作成する「大阪府医療計画」及び第7期の介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保することが必要とされます。

「大阪府医療計画」の一部として作成される「大阪府地域医療構想」と、「大阪府高齢者計画 2018」及び本計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保できるよう、大阪府を含めた、医療・介護関係者による協議の場を開催し、より緊密な連携が図られるような体制整備に取り組みます。

1-5. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針

介護保険は、高齢者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを支援するものです。また、住民は自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、進んでリハビリテーション等の適切なサービスを利用することにより、有する能力の維持向上に努めるものとされています。

総合事業の効果的な実施のためには、高齢者本人を含めた幅広い関係者がこの理念を共有していくことが不可欠です。介護保険の目的は自立支援であり、そのためには高齢者が個々に抱える日常生活の課題を解決していくための支援を、具体的にかつ合意のうえで行うことが必要となります。

これらの趣旨の共有に向けて、本市の広報紙やホームページを活用し、積極的な情報提供と住民教育を行うとともに、身体活動の指標「METs」を用いた活動量アップの勧めや、日常生活動作のコツ、家事動作の工夫等のヒントの発信等、介護予防に資する啓発活動を幅広く行います。ケアマネジャーやサービスを提供する各職種向けには、研修・講義や資料配布等による情報発信を継続的に行い、支援に携わる者として持つべき自立支援の意識が統一されるよう努め、サービスの質の向上を図ります。

また生活課題の解決に向けては、高齢者自身が自らの機能を維持・向上するよう努めることも欠かせません。そのため、専門職からの助言・指導を直接受ける機会を設けたり、数値等で成果を実感できるようツールを使用したりする等、あらゆる方策で意欲向上に働きかけ、合意形成に基づく自立支援を促進することを基本方針とします。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立支援の基本理念の共有(規範的統合の範囲)			
保険者	○	○	○
地域包括支援センター	○	○	○
ケアマネジャー	○	○	○
介護サービス事業者	○	○	○
民生委員・福祉委員等		○	○
地域住民			○
周知・啓発のための取組			
広報紙・ホームページによる情報発信	○	○	○
チラシ・パンフレット等の発行	○	○	○
住民フォーラム等の開催			○

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と基本チェックリストの該当者を対象としており、利用者の状態や市町村の実情に応じて柔軟にサービスを選択し、効果的な利用ができるよう、サービスの内容や基準、実施方法は市町村において定めるものです。

本市では平成 29 年 4 月より、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」の 2 つのサービスを介護予防・生活支援サービスへと 1 年をかけて順次移行し、引き続き、以前のサービス内容に相当するサービスを提供しています。高齢者本人の望む生活の実現につなげるためのサービスであるとの意識を関係者間で共有し、効果的な介護予防ケアマネジメントのもとでのサービス提供を行うことが必要です。

また、これからの介護予防の考え方としては、高齢者が積極的に社会参加し、地域においてお互いが支え合う体制を構築していくことが大切であり、それが生きがいや役割づくりにつながり、参加すること自体が介護予防となります。そのためには、地域住民を中心として、様々な主体による生活支援が展開されていくことが重要となるため、地域ケア会議や生活支援コーディネーター、協議体による活動や検討を進めながら、本市の実情に応じた生活支援に資する多様なサービスが随時創出・展開されていくよう努めます。

【訪問型サービス】

現行相当サービスでは、これまでの「介護予防訪問介護」と同様に、要支援者等に対して、調理、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。本市では、リハビリ視点による自立支援を促進するため、ケアマネジャーとリハビリ専門職の連携を強化しています。要支援者等の身体機能をリハビリ専門職が評価したうえで、希望や意向をアセスメントし本人の力を最大限に引き出せるような支援を行うことが重要であるため、現行相当の訪問型サービスを利用する場合であっても、どの部分にサービスが必要で、どの部分は自身でできるのか、又はできるようになるのかといった見極めや予後予測を踏まえながら指導を行い、本人のできることを増やしていけるよう支援します。

また、ADL・IADLの改善に向けた支援が必要な高齢者に対しては、保健・医療の専門職が関与し、短期間の集中的なアプローチによって自立につなげるための短期集中予防サービスを提供します。助言が必要な生活行為を把握し、自宅や外出先でのその生活行為を実際にする中での動作方法や、環境の調整、道具の工夫、地域との関わり方等の助言を行い、実際の活動や社会参加を促せるよう支援します。設定した目標期間で順調に進行した場合には事業を終了するものとし、その際、地域の活動へ参加したり、セルフケアを継続していけるよう、必要な地域資源の情報提供や丁寧なアドバイスをを行います。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期集中予防サービスにより見込む効果			
ADL・IADL、体力、健康管理の改善	○	○	○
社会参加への促し	○	○	○
出番や居場所の創出		○	○
互助を中心とした地域づくり			○

【通所型サービス】

現行相当サービスでは、これまでの「介護予防通所介護」と同様に、要支援者等に対し、デイサービスセンター等における日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

現行相当であっても、生活全般にわたる支援を行うことにより、サービス利用によって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげるものであることが大切です。通所型サービスでは、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとして、高齢者自身が自身の生活機能の低下について自覚を持ち、介護予防に意欲的に取り組めるよう支援を行います。

また、介護予防の推進のためには、自宅の環境における日常生活を想定した機能訓練や、具体的な目標達成に向けた計画に基づくプログラムのもとに支援が行われるこ

とが大切です。より効果的なサービス提供が行われるよう、地域の実情を把握しながらサービスの類型を検討していきます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問型サービス延利用者数	6,420 人	6,445 人	6,470 人
通所型サービス延利用者数	6,084 人	6,108 人	6,132 人

【その他生活支援サービス】

要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のために、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行うことで効果があると認められるサービスです。地域のニーズや課題を把握していく中で、必要と認められるものについてはサービスの創設に向けて検討していきます。

【介護予防ケアマネジメント】

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防と日常生活の支援を目的として、高齢者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、訪問型・通所型サービスのほか、一般介護予防事業や市の独自事業、民間企業によるサービスや住民主体によるサークル活動等も含め、適切なサービスが効果的・効率的に提供されるよう必要な援助を行うものです。

地域包括ケアにおけるケアマネジャーの役割として、高齢者本人や家族の意向を尊重するだけでなく、本人が「したい」又は「できるようにになりたい」生活行為を具体的な目標として明確化し、自立支援に向けた目標志向型のケアプランを作成し、本人や家族の合意を形成していく能力が求められます。生活の自立を阻害している要因を抽出し、課題に対する必要な自立支援の方法を提案していくことが大切です。

運動、栄養、口腔、服薬等、高齢者の抱える課題は多分野にわたる場合があります。効果的な介護予防ケアマネジメントの実施のためには、ケアマネジャーは各分野の専門職の助言を受けながら適切な支援方法を提案できるよう、訪問時に専門職と同行する機会を持ち助言を受けることや、主治医の意見を求めること等、積極的な協働が大切です。

また、地域活動への参加を促していくためにも、ケアマネジャーは自ら地域における資源の情報を収集し、高齢者の興味関心に合わせた幅広い提案が行えることが大切です。そのため、市は地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら、情報提供のための具体的なツールの作成に取り組み、ケアマネジャーへ提供できるよう努めます。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防ケアマネジメント			
リハビリ職の同行訪問の活用	○	○	○
自立に向けた具体的な目標設定	○	○	○
短期集中予防型サービスの活用		○	○
地域活動等への参加の提案			○

(3) 一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、すべての高齢者を対象としたサービスとなっており、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。また、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援のための取組を強化し、自立支援と介護予防、重度化防止を推進していきます。

【介護予防普及啓発事業】

自立支援や介護予防に関する様々な情報を、本市の広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な媒体を活用して発信するとともに、民生委員児童委員、福祉委員会、老人クラブ等と連携・協力し、介護予防活動の普及・啓発を行います。

また、介護予防に関する講座や教室等を開催し、実際に参加することによる理解促進を図ります。それに加えて、地域の自主的な介護予防活動の活性化に向けて、地域活動組織の育成等の支援を行います。

さらに、住民の介護予防に資する活動や行動が一時的なものとならずに、継続されていくよう取り組むとともに、住民のニーズに合った活動の検討を行います。

事業名	事業概要
介護予防教室	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講座：健康運動指導士による介護予防に関する講義と実技を保健センター等で実施しています。 ・お達者くらぶ・健康クラブ：保健師、看護師、歯科衛生士による体操やレクリエーション等の介護予防に関する教室を保健センターや老人福祉センターで実施しています。 ・元気はつらつクラブ：運動や栄養、口腔、認知症予防等についての講義や実技を健康運動指導士が実施しています。
介護予防手帳	介護予防事業の実施の記録等を記入し、対象者本人の自覚を促し、要介護状態にならないよう、運動、食事、口腔機能改善等の自発的行動につなげるため、介護予防事業利用者等に交付しています。
健康教育	生活習慣病の予防、介護予防に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図っています。保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として地区会館等で実施しています。
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行っています。保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が相談を受けています。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防講座実施回数	24 回	24 回	24 回
お達者くらぶ実施回数	48 回	48 回	48 回
健康クラブ実施回数	48 回	48 回	48 回
元気はつらつクラブ実施回数	62 回	62 回	62 回
介護予防手帳交付冊数	300 冊	300 冊	300 冊
介護予防健康教育実施回数(地区会館等)	4 回	4 回	4 回
介護予防健康相談実施回数 (老人福祉センター)	250 回	250 回	250 回

【地域介護予防活動支援事業】

地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行います。

事業名	事業概要
男性料理教室地域の会	介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行っています。 保健センター実施の男性の健康料理教室卒業者による自主グループへの、スキルアップの調理実習を支援し、その実習をもとに会員は地域での介護予防の普及に努めています。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
男性料理教室地域の会実施回数	4 回	4 回	4 回

【地域リハビリテーション活動支援事業】

地域リハビリテーション活動支援事業では、高齢者の「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチを行い、自立支援に資する介護予防の取組を機能強化するため、地域におけるリハビリ職の関与を促進することが求められています。

本市では、生活課題の解決に向けた助言が必要な高齢者に対し、リハビリ職とケアマネジャーとによる同行訪問事業を実施しています。日常生活を継続するうえで具体的に気を付ける動作や、家事を行いやすくする工夫、自主的に取り組める運動、効果的なサービス利用の方法等について、アセスメントやサービス担当者会議等の場でリハビリ視点から助言・提案することで、本人の有する力を引き出しながら自立を支援することを目的としています。また、ケアマネジャーがリハビリ職と協働することで、ADL・IADLのアセスメント、生活課題の抽出、予後予測、目標設定等の各過程にその視点をケアマネジャーが取り入れることにより、ケアマネジメントの質の向上が図られることも効果として見込まれます。

この同行訪問事業を活かし、本市ならではの自立支援・介護予防を推進していくための、多職種協働による総合的な取組として「いきいき笑顔応援プロジェクト」を実施しています。このプロジェクトは、リハビリ職や地域包括支援センター、地域のケアマネジャーとの協働により行います。同行訪問を行ったケースの資料等をもとに意見交換し、地域に不足する資源や創出すべきサービスを明らかにするとともに、具体的な成果物の作成等につなげ、地域づくりや資源開発を推進します。また、リハビリ職の地域への関与を進めていく方法・手順や、事業の評価に基づく改善策等についても定期的な協議を行いながら、プロジェクトの効果的な展開を図ります。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
リハビリ職の関与			
訪問による高齢者への自立支援	○	○	○
同行訪問によるケアマネジャーとの協働、アセスメントの支援	○	○	○
地域ケア会議における助言	○	○	○
地域づくり・資源開発への参画		○	○
地域の通いの場等の仕組みづくり			○

1-6. 地域における生活支援体制の整備

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立して生活し続けることができるよう、生活支援体制の充実を図るには、地域の状況の把握や地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要となります。

そのため、地域ニーズや地域資源の把握、多様な関係者間のネットワーク構築を図ることにより、生活支援の担い手養成や地域における住民主体のサービス創出を目指します。また、問題意識を共有し、地域における課題解決に向けて住民とともに取り組むという基盤づくりを推進します。

1-7. 地域における見守り体制の強化

(1) 高齢者セーフティネットの構築

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているため、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動を推進し、孤立防止や防犯対策、生活困窮にある方の早期発見等、地域におけるセーフティネットの構築・強化に取り組めます。

また、各地域の福祉委員会による見守り・声かけ等の活動や要援護者に対する援助活動、ふれあい会食会、いきいきサロン等の実施を支援するとともに、こうした活動に携わる方々への支援として、研修会等によるスキルアップや情報共有を行う機会の提供、地域包括支援センター等での相談対応等の充実を図ります。

さらに、地域全体で高齢者を見守る意識の醸成を図るため、地域住民に向けた見守り活動の周知・啓発を行い、地域活動等への参加促進に努めます。

今後も地域におけるセーフティネットが継続的に機能していくよう、区長や民生委員児童委員、福祉委員等の地域で活動する方々と、社会福祉協議会や地域包括支援センター、介護サービス事業所等の専門機関との連携強化を図っていきます。それに加えて、福祉分野に限らず、地域の住民や団体、企業等を巻き込み、多様な主体による地域ぐるみの見守り体制の構築を目指します。

(2) 災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

本市では、高齢者が災害発生時に避難支援等を受けられるよう、「藤井寺市地域防災計画」に基づいて「藤井寺市避難行動要支援者支援制度」を運用しています。

今後も引き続き、市民への制度の周知及び理解促進に努めるとともに、区長や民生委員児童委員、福祉委員、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携を図り、支援が必要な方の把握を行い、避難行動要支援者名簿・個別計画登録者名簿への登録を目指します。

また、実際に災害が発生した際に、地区自治会等の避難支援等関係者が名簿情報を迅速かつ有効に活用して、避難行動要支援者の支援ができるよう支援体制の整備に取り組めます。

(3) 地域の自主的な活動との連携

【小地域ネットワーク活動の推進】

小地域ネットワーク活動は、市域を7ブロック（藤井寺小学校区、藤井寺北小学校区、藤井寺西小学校区、藤井寺南小学校区、道明寺小学校区、道明寺東小学校区、道明寺南小学校区を基本とした7ブロック）に分け、福祉委員会を設置し、地域の一人暮らし高齢者等に対する見守り・声かけやふれあい会食会、いきいきサロン等を開催しています。

今後に向けては、区長、民生委員児童委員、福祉委員を対象とした小地域ネットワークスキルアップ研修会等を開催し、個人情報取扱いや見守り等についての情報提供やスキル向上を図るとともに、関係機関等を含めた連携強化等に努めます。さらに、地域における見守りについては、福祉分野以外の団体や企業等との連携も検討していきます。

また、地域で活動する民生委員児童委員や福祉委員のなり手が不足しているため、民生委員児童委員や福祉委員の行う地域における活動の周知・啓発や地域福祉への意識醸成を図り、なり手の増加に関する取組を支援します。

【ボランティア活動の支援】

地域における福祉活動の拠点である社会福祉協議会が、ボランティアの支援と内容の充実を図り、住民が主体的に福祉に取り組むことを推進しており、本市では、ボランティア活動を促進する社会福祉協議会に補助金を交付し、その活動を支援します。

ボランティア連絡会におけるボランティアグループの情報交換や交流の活性化を図るとともに、介護保険等の高齢者福祉や災害時の支援等に関する市民向けの研修会を年1回実施し、情報提供、ボランティア連絡会等の支援を行います。

また、ボランティア活動のコーディネートや、市内で活動するボランティア団体のボランティア連絡会への参加促進、災害ボランティアをはじめとした、ボランティアの受入れ体制の構築等に努めます。

さらに、高齢化の進行により、ボランティア活動を担う人材も高齢化しているため、若年層を含めた幅広い年代に向けてボランティア活動の内容や必要性について周知・啓発を図り、元気な高齢者も含めて、地域でお互いが支え合う体制づくりに取り組みます。

（４）生活困窮者への支援

地域包括支援センター等の相談窓口において、生活困窮に関する相談が寄せられた際は、本市で実施している生活困窮者自立支援法に基づく相談支援窓口と連携し、相談内容に応じて必要な専門機関等へつなぎ、支援を行っていきます。

また、生活が困窮状態になる前に自立を促すことが重要であるため、対象となる方の早期発見・早期対応等に努めるとともに、市民に向けて生活困窮者自立支援法の周知・啓発を行います。

1-8. 人材の確保及び資質の向上

(1) 介護離職ゼロの実現に向けて

現在、国では、2020年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進していくこととしており、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援を両輪として取り組んでいます。

介護離職ゼロでは、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する人をなくすとともに、介護老人福祉施設に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消することを目指しており、国では、第6期計画において設定した平成32年（2020年）における介護サービス等の見込み量（162万人）と、平成27年3月の介護サービス等の利用者数（124万人）の差分である38万人に加えて、2020年代初頭までに12万人分の介護サービス等を整備することとしています。

本市においても、介護離職ゼロに向けた整備目標を設定し、必要な環境整備等に取り組んでいきます。

■本市における介護離職ゼロへ向けた整備目標

(A) 介護・看護を理由とする離転職者数 (総務省「平成24年就業構造基本調査」より)	43.0人
(B) 介護老人福祉施設申込者のうち、要介護3以上の自宅で入所待機している人 (平成28年4月1日現在)	38.0人
(1): 介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすための整備分 ($A \times 15\% \times 4$ 年)	25.8人
(2): 介護老人福祉施設に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消するための整備分 ($B \div 6$ 年 $\times 4$ 年)	25.3人
(3): (1)と(2)の重複分 ($((1) \times 0.7)$)	18.1人
2020年代初頭の介護離職ゼロへ向けた整備目標	33.1人

(2) 人材育成の推進

平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、これまで以上に高齢者への各種支援サービス等の供給が必要となると予想されることから、地域包括ケアシステムの深化を推進するに当たり、その支えとなる人材を安定的に確保していくことが重要となります。

本市では、福祉に携わる人材のすそ野を広げていくため、幅広い年齢層への福祉意識の醸成に努めます。また、多様な人材の参入促進や資質の向上について、介護保険事業者連絡協議会等、事業者と情報の共有をし、人材育成の推進に努めます。

1-9. 住まいの安定的な確保

(1) 高齢者の住居の安定確保

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいやまちづくりにおいて安全や快適さを確保することが重要となります。

そのため、生活の基盤である住まいの確保に向けて、多様化する高齢者のニーズに対応した住宅の確保や入居に向けた支援に取り組みます。

また、現在の住まいで安全かつ快適に生活ができるよう、住宅改修制度の周知及び利用促進等を図るとともに、ケアマネジャーや施工業者と情報共有し、利用者本人だけでなく家族や介助者にとっても、安心できるサービスにつなげていきます。

(2) 養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由等により自宅で生活することが困難な方に入所してもらい、食事等適切な日常生活の場を提供します。入所については、老人ホーム入所判定委員会において入所の必要性が認められた場合に限り、入所者及びその扶養義務者にそれぞれの所得に応じた費用負担があります。

平成 29 年度末時点では本市に当該施設がなく、本計画期間中においても新設を見込んでいませんが、入所希望者には入所可能な施設の情報提供を行います。

(3) 軽費老人ホーム

おおむね 60 歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助が困難な方が入所できます。

本市では 1 施設（40 床）が整備されており、本計画期間中には新設を見込んでいませんが、サービス提供事業所の動向や利用ニーズ等の情報収集に努めるとともに、入居希望者に対してサービス内容等の情報提供を行います。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が快適に安心して居住できるように、バリアフリー化、緊急時対応サービスの設置等、高齢者の暮らしに配慮した一定の基準を満たした賃貸住宅がサービス付き高齢者向け住宅です。

高齢者が快適に安心して暮らせる多様な住まいの確保に向けて、サービス提供事業所の建設計画の動向や利用ニーズ等の情報収集に努めるとともに、制度内容等の情報提供を行います。

1-10. 高齢者福祉への理解促進

すべての市民が高齢者や介護の問題を自分自身の問題と認識し、高齢者に関する各種制度や福祉サービス等高齢者福祉に対する理解を深められるよう、周知・啓発に努めます。

これは地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の考え方に通じるものであり、地域包括ケアシステムの構築・深化を推進していくために、引き続き、地域住民や地域において活動している団体等に対して、高齢者福祉に関する意識醸成を目的とした周知・啓発や様々な学習機会の提供、地域包括支援センターや関連機関等との連携強化等に取り組みます。

2. 健康づくりと生きがいづくりの推進

2-1. 健康づくり・生活習慣病予防の推進

(1) 健康手帳の交付

40歳以上の方を対象に、健康診査・がん検診の結果や日々の血圧の記録等を記載してもらい、自己の健康管理に役立てるため、がん検診や各種教室開催の際に健康手帳を交付します。

また、健康手帳が自己の健康管理及び介護予防に有効に活用されるよう、がん検診や各種教室開催時に、手帳による健康管理の啓発に努めるとともに、より多くの方が健康手帳を活用できるよう、本市ホームページからダウンロードできるよう取り組みます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康手帳交付冊数	350 冊	350 冊	350 冊

(2) 健康教育

健康教育は、生活習慣病の予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らつくる」という認識と自覚を高め、健康増進に資することを目的として実施します。

40歳～64歳までの方に対しては、健康増進事業として、生活習慣病の発症と重症化を予防する取組を支援します。また、自主グループへの支援を行い、教室修了後も受講者が自主的に生活習慣の改善や健康づくりを行えるような取組も推進します。

引き続き、市民の健康づくりに対する関心を高め、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、生活習慣病の予防や健康の維持・増進に向けた健康教育の内容の充実を図るとともに、様々な機会を捉え健康増進に対する普及・啓発を行います。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康教育実施回数	55 回	55 回	55 回

(3) 健康相談

健康相談は、心身の健康に関する相談に個別に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康管理に資することを目的として実施します。40歳～64歳の方には健康増進事業として市役所等で実施し、電話による相談も常時受け付けます。65歳以上の方には地域支援事業として実施します。

今後に向けては、本市の広報紙やホームページにおいて本事業の周知・啓発を図るとともに、気軽に相談できるよう、電話相談への対応や定期的な健康相談の日についての周知を図り、健康相談を通じた健康管理に関する知識の普及に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重点健康相談実施回数	60 回	60 回	60 回
総合健康相談実施回数	150 回	150 回	150 回

(4) 健康診査

【住民健康診査・特定健康診査等の対象とならない方の健康診査】

住民健康診査については、医療保険者の実施する特定健康診査等と同時に実施しており、今後も医療保険者と本市の健康診査のPRを合わせて行うことで、受診率の向上に努めます。

また、市民の健康に関する認識と自覚を深めるため、健康の保持増進のための具体的な取組についての情報提供を行います。

【がん検診】

がん検診の受診率向上や利便性向上を図るため、受診しやすい環境づくりに取り組んでおり、利便性が向上した受付方法や複数のがん検診を同日受診可能であること、無料クーポン券の配布、特定年齢者への個別勧奨通知の実施等について、本市の広報紙やホームページ、ポスター等による周知・啓発を行っていきます。

また、がん検診の結果で、精密検査が必要とされた方の受診状況の把握に努め、未受診者には受診を勧奨する等、がんの早期発見・早期治療につながるよう努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住民健康診査受診者数	7,810 人	7,820 人	7,830 人
特定健康診査等の対象とならない方の健康診査受診者数	100 人	105 人	110 人
胃がん検診受診率	6.3%	7.5%	7.6%
大腸がん検診受診率	9.0%	10.3%	10.4%
肺がん検診受診率	7.5%	8.5%	8.6%
子宮がん検診受診率	15.0%	17.0%	17.5%
乳がん検診受診率	21.0%	23.0%	23.5%

(5) 成人歯科健康診査

成人歯科健康診査は、歯科疾患の早期発見と歯科保健に対する意識を高め、より健康の増進を図ることを目的として、毎年度、35 歳、40～50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳となる方を対象に実施し、口腔衛生管理への関心を高めます。

引き続き、受診率向上を目指して、予防の重要性や定期的な口腔内健診の必要性、歯周疾患が全身に大きな影響を与えること等について、様々な媒体を活用した情報提供等を行い、幅広い年齢層に向けた歯科保健の周知・啓発に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成人歯科健康診査受診率	9.5%	9.6%	9.7%

(6) 在宅訪問歯科事業

在宅の要介護者の口腔衛生改善を図ることを目的として、歯科医師、歯科衛生士が家庭を訪問して歯科健康診査を行います。

今後も引き続き、予防の啓発及び歯科治療が必要になる前の歯科健康診査受診を促進し、在宅の方の口腔衛生状態の向上を図るとともに、歯科医療機関等との連携を強化し、スムーズに歯科受診につなげるよう取り組みます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅訪問歯科事業受診者数	1 人	1 人	1 人

(7) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族に対して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が訪問し、身体面や精神面で必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ります。

また、的確な指導を実施するために、保健師等が対象者の健康に関する問題を総合的に把握したうえで指導を行うよう努めるとともに、事業の周知及び利用促進を図ります。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問指導実施人数	35 人	35 人	35 人

2-2. 生きがい活動と社会参加の促進

(1) ふれあい交流促進

老人クラブでは、高齢者の生きがいづくりや交流活動を活性化するため、寝たきりや一人暮らしの高齢者に対する友愛訪問活動や、年に1回シルバーフェスティバルを開催しており、今後も引き続き、高齢者相互の交流機会や場の充実を図るため、老人クラブ活動の支援や老人福祉センターの運営等を行います。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
友愛訪問実施人数	1,000 人	1,050 人	1,100 人

(2) 敬老事業

65 歳以上である方に対し、9月中に受診した鍼・灸・マッサージ・電気治療費を、1人1回、2,000 円を上限として助成します。

また、結婚 50 周年を迎えられる夫婦に対し、記念写真をお贈りします。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
鍼・灸・マッサージ・電気治療費助成人数	250 人	255 人	260 人
金婚記念写真贈呈件数	20 件	20 件	20 件

(3) 在日外国人高齢者福祉金の支給

在日外国人であって、年金制度上の理由により、国民年金の老齢年金等を受給できない高齢者に福祉金を支給します。

外国人登録制度の廃止により受給資格者の把握が困難になっていますが、引き続き事業の周知を図り、現行制度の継続実施に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在日外国人高齢者福祉金受給者数	1 人	1 人	1 人

(4) 老人福祉センター事業

老人福祉センター（松水苑）において、60 歳以上の方に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供します。

施設の著しい老朽化等に伴う様々な問題を抱えていますが、老人福祉センターは高齢者の生きがいづくりや高齢者相互の交流の場、学習の場として重要な役割を担っているため、藤井寺市公共施設再編基本計画に準拠しつつ施設の在り方の検討を行い、高齢者の生きがいづくりや健康増進の場の確保に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
老人福祉センター年間延入館者数	49,612 人	50,108 人	50,609 人

(5) 生涯学習活動・文化活動の促進

高齢者を対象とした学習機会の提供として、「いきがい学級（高齢者教室）」において高齢者のニーズに応じた講演会や社会見学等を実施します。また、生涯学習センター（アイセル シュラ ホール）においては、高等学校や大学等と連携した公開講座の実施や生涯学習グループへの活動支援を行います。

今後も引き続き、高齢者の多様なニーズや日常課題等に対応した学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を地域における活動等へ生かせる仕組みづくりを検討します。加えて、学習成果を発揮する場づくりとして、生涯学習センターや図書館等と連携して、世代間の学習及び交流機会の創出や地域の自主的な学習グループ・サークル等の活動に対する支援を行います。

(6) 老人クラブの活動支援

老人クラブは、地域における交流活動や社会奉仕活動、運動等の様々な活動を行っており、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加等の促進に欠かせないものであるため、各老人クラブの主体性を尊重しながら、老人クラブ活動の支援を行います。

また、老人クラブ活動の活性化及び会員数の増加を目指し、様々な支援を検討します。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
老人クラブ員数	3,590 人	3,674 人	3,758 人

(7) 「百歳（ひゃく）まで生きよう運動」の推進

介護予防等に着眼した高齢者主体の健康づくり活動として、老人クラブに対して保健・医療・福祉に係る本市担当部署及び関係機関等が各種講座等を実施し、健康づくりや生きがいづくり、防災等に自主的に取り組む意識の醸成を図ります。

また、多様化する高齢者のニーズに対応した講座メニューを充実させ、事業の魅力を高めるとともに、事業自体の周知に努め、事業を利用する老人クラブの拡大を図ります。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「百歳（ひゃく）まで生きよう運動」開催回数	6 回	6 回	6 回

(8) 高齢者の働く場の確保への支援

高齢者の生きがいづくりと個々が持っている能力を生かした社会参加を推進するため、シルバー人材センターと連携し、高齢者の働く場の確保に努めます。

また、会員のニーズに合った仕事の開拓に取り組むとともに、シルバー人材センターの活動を支援します。

3. 高齢者の権利擁護とやさしいまちづくりの推進

3-1. 高齢者虐待防止の推進

(1) 虐待防止の普及・啓発

高齢者虐待問題についての理解を深め、虐待の発生を防止できるように、様々な媒体を活用した情報提供や相談窓口についての周知・啓発を推進します。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、本市等に通報する必要があることについても周知徹底を図り、虐待の早期発見に努めます。

(2) 早期発見・早期対応に向けたネットワークの強化

本市においては、地域包括支援センターが高齢者虐待防止や養護者支援の中核的機能を担っており、高齢介護課と密な連携を取りつつ、虐待ケースへの対応を行います。

虐待の早期発見・早期対応に向けて、地域包括支援センターを中心に、関係機関・関係団体及び民生委員児童委員等の地域で活動している団体等と広く連携を取り、情報交換や情報共有を通じて地域におけるネットワークの強化を図ります。

また、個別の虐待ケースへの支援については、警察等との連携をはじめ、関係機関が集いケースの分析や役割分担の検討を行う、地域と連携した見守り等の支援を行います。

その他、高齢者虐待に対応する本市職員や地域包括支援センター職員等の実務者の研修等への参加機会を確保し、多様なケースへの対応力の向上を図るとともに、虐待対応マニュアルの整備についても検討を行います。

(3) 相談・支援体制の充実

高齢者虐待は地域に潜在している可能性があるため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい体制や環境の整備に取り組み、虐待の早期発見に努めます。

また、高齢者虐待は、介護者が一生懸命介護に取り組むあまり、心身ともに疲れきって追いつめられることで発生することもあることから、「介護者家族の会」への参加を促す等、介護者の精神的な負担を軽減するよう支援を行います。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
高齢者虐待に関する相談件数	23 件	23 件	23 件

(4) 施設等による虐待防止の促進

施設入所者やサービス利用者の尊厳を守り、適切な介護の提供を推進すべく、介護保険施設や地域密着型サービス事業所等への実地指導等の際に、虐待防止に関する情報提供を行うとともに、事業所に対して虐待防止及び身体拘束についての研修実施や職員のストレス対策等について指導を行い、虐待防止及び身体拘束ゼロに向けた普及・啓発に努めます。

3-2. 認知症施策の推進

(1) 新オレンジプランの推進

認知症施策については、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的な考え方を法律上にも位置付け、以下のような内容を介護保険法に規定しています。

- ①認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
- ②認知症の人の介護者への支援の推進
- ③認知症及びその家族の意向の尊重の配慮

このほか、特に医療との連携の観点から関係団体との調整等について、都道府県が市町村に適切に支援できるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等の認知症施策の推進に関する取組や権利擁護の取組に関する都道府県の市町村への支援が努力義務として規定されています。

本市では、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、地域での見守り体制の構築や関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 認知症への理解促進

本市においては、認知症の方を地域で支え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の認知症に対する理解を深めるため、出前講座や市民の自主的な学習会、各種団体を通じた学習機会の充実に努めます。また、地域で認知症の方やその家族を支えるボランティア等、互助組織等の活動を支援します。

さらに、認知症の予防や早期発見、利用できるサービス等、認知症の進行状況に応じた対応方法について分かりやすく情報をまとめた認知症ケアパスが適切に活用されるよう、普及・啓発に努めます。

(3) 医療連携及び早期発見・早期対応の推進

認知症に関する医療連携及び早期発見・早期対応については、「認知症疾患医療連携協議会」に地域包括支援センターが参画し、関係機関との連携強化に努めます。また、「いけ！ネット」において早期発見・早期対応に向けた連携シートの作成や、「NICE！藤井寺親父パーティー」との協働による認知症啓発活動の推進、さらに、「地域ケア会議」を通じて、認知症の方に対する包括的な医療・介護サービスの提供方法を検討し、地域での生活の支援に努めます。

その他、認知症の方への対応を向上させるため、本市職員や地域包括支援センター職員等の実務者が認知症に関する研修等に参加し、知識及び対応力の向上を図るとともに、専門的な対応も行えるよう、本人をよく知るかかりつけ医と認知症疾患医療センターとの連携強化を図ります。

今後は、認知症の方や認知症の疑いのある方が適切な医療・介護等を速やかに受けられるよう、平成30年度より認知症初期集中支援チームを設置し、認知症専門医の指導のもと、専門職が家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートに取り組んでいきます。それに加えて、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族に対して相談等の個別支援を行うとともに、医療や介護、地域の関係機関・団体等との連携の構築に向けて取り組みます。

(4) 認知症を支援する人材育成

より多くの方が認知症を正しく知るとともに、認知症の方が感じる不安等を理解し、地域で認知症の方やその家族を支え、温かく見守る「認知症サポーター」を養成するため、老人クラブ等の地域団体及び高齢者と関わる機会の多い企業や中学生等を対象として、認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーター養成講座を修了した方々に対するフォローアップ講座等を実施し、認知症サポーターとして活躍する機会を提供していけるよう努めます。

また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの活動充実を図り、キャラバンメイトが地域のリーダー役を担い、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりと地域で支える人材育成・ネットワークづくりを推進します。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター養成講座受講者数	300人	300人	150人

(5) 介護者家族への支援の充実

介護を行う家族の精神的負担を軽減するため、介護者同士が交流する「介護者家族の会」や、専門職の講師を招いて、認知症とその介護に関する情報提供等を行う認知症家族セミナーを実施します。

また、「介護者家族の会」や「認知症家族セミナー」の参加者が増加するよう、地域で活動する団体等との連携等を検討しつつ、介護者家族への支援の拡大に努めます。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護者家族の会開催回数	12 回	12 回	12 回
介護者セミナー開催回数	2 回	2 回	2 回

(6) 認知症高齢者の見守り体制の強化

認知症の高齢者が徘徊によって行方不明になった場合は、その家族が警察へ捜索を依頼することが最も重要です。

本市では、徘徊者の早期発見のための行政間連絡システムである「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク」に参画しており、圏域7市2町1村に情報提供を行い、徘徊高齢者の早期発見に努めます。

また、状況により、圏域外府内市町や他都道府県にも情報提供を行います。

さらに、徘徊高齢者を早期に発見できるよう、市内ネットワークの整備に向けて、引き続き、福祉関係機関等へのネットワークの参画を働きかけるとともに、認知症サポーター養成講座等により、徘徊症状のある認知症高齢者を地域で見守り、認知症の方を地域でやさしく包み込むまちづくりを推進します。

3-3. 権利擁護の推進

(1) 成年後見等利用支援事業

本市では、認知症等により、成年後見制度の支援が必要にも関わらず申立てを行う親族等のない場合、市長が代わりに申立てを行います。

今後も高齢者の増加が予想されており、成年後見制度の利用が必要な方も増加すると考えられることから、成年後見制度及び成年後見等利用支援事業についての普及・啓発に努めます。

また、権利擁護支援が必要な方に対して、関係機関等と連携して、成年後見制度を含めた権利擁護の制度につなげられる相談体制の強化を図ります。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見等利用支援事業利用件数	1 件	1 件	1 件

(2) 日常生活自立支援事業

本市では、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を支援し、自己決定能力が低下し、1人では福祉サービスを利用できない認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、福祉サービスの利用手続きの代行等を行います。

サービス利用契約中の利用者に対しては、継続した支援を行うとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、関係機関等と連携し、対象者への事業利用を促進します。

今後も高齢者の増加が予想されており、それにより利用対象者も増加が予想されることから、社会福祉協議会と高齢介護課、福祉総務課、生活支援課で連携し、利用者の権利擁護が円滑に行われるよう努めるとともに、成年後見制度を含めた包括的な対応が可能な体制づくりに取り組みます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活自立支援事業利用件数	39 件	40 件	41 件

3-4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 公共施設の整備

公共施設については、高齢者のニーズを踏まえるとともに、ユニバーサルデザインや「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて、高齢者や障害のある人等の利用に配慮した整備・改修に努めます。

(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して、公共施設のバリアフリー化や民間住宅のバリアフリー化の普及等、高齢者や障害のある人のニーズを的確に把握し、それらに対応した福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

4. 介護保険サービスと在宅サービスの充実

4-1. 介護保険サービスの充実強化

(1) 事業者間の情報交換及び連携の確保のための体制整備

本市内の介護サービス事業者が相互に情報交換や連絡調整を行い、利用者の視点に立った適切な介護保険サービスを提供することを目的として設置した「藤井寺市介護保険事業者連絡協議会」に本市がアドバイザーとして参加し、介護保険制度に関する情報提供や「大阪府介護サービス情報公表システム」を通じたサービス提供体制等の情報開示の働きかけ、研修会開催等の支援を行います。

また、介護サービス事業者の「いけ！ネット」への参加を促進し、多職種間の情報共有等による医療・介護連携及び地域のネットワーク強化等の地域に根ざした活動の支援に努めます。

さらに、高齢者の権利擁護の取組を推進するに当たり、必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておく必要があるため、個人情報の収集及び提供に当たっては、個人情報保護法、個人情報保護条例、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を踏まえ、本市と関係機関における個人情報の収集・提供についてのルールを検討します。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業者連絡協議会の開催回数	12 回	12 回	12 回

(2) 介護支援専門員に対する支援

介護保険制度の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、サービス提供事業所との合同研修会や懇談会等を開催し、関係機関との連携や情報共有を図ります。また、高齢者の自立支援促進に向けて、講演やグループディスカッションを行い、ケアマネジャーの意識改革と課題共有等を図ります。その他、困難ケースへは協働で対応を検討し、ケアマネジメント技術の向上を図る等、ケアマネジャーに対する支援を行います。

要支援認定者において本市独自様式のアセスメントシートの導入やリハビリテーション視点の取り入れ等により、アセスメントや目標設定におけるスキルアップが図れるよう取り組むとともに、更なる資質向上のため、地域のケアマネジャーが当該研修を受けやすくなるよう法定外研修として研修会を開催します。

さらに、地域ケア会議においても、多職種での事案検討や情報交換等を通して、ケアマネジャーの質の向上に努めます。

■取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
本市が主催する介護支援専門員を対象とした研修会の開催	1 回	1 回	1 回

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担額を軽減した場合、本市がその費用の一部を助成する制度を実施しています。対象となるサービスは、利用者負担額の軽減を申し出た社会福祉法人等が行う、介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護等のサービスです。

本制度の対象となる方の相談等に対して、周知を行うことで利用につなげていきます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
社会福祉法人負担軽減措置実施法人数	5 法人	5 法人	5 法人

4-2. 地域密着型サービス等の充実・強化

(1) 地域密着型サービスの充実

高齢者や認知症高齢者は環境変化の影響を受けやすいこと等を考慮し、要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの利用希望者への情報提供や利用促進につながる情報発信等を推進します。また、高齢者ニーズに応じて、介護サービス事業者の参入を促進します。

サービスの質の向上に向けては、提供されている地域密着型サービスの自己評価、外部評価の実施を推進し、利用者支援の観点も踏まえ、結果の公表を推進します。

(2) 地域密着型サービス事業所への実地指導・監査

介護給付の適正化と事業所支援の観点から事業者へ実地指導を行い、必要に応じて監査を実施します。

指定時に付された条件に従わない時や、人員基準を満たしていない等、省令等の基準に従った運営をしない時には、期限を定めて条件に従い基準を遵守するよう勧告し、事業者が期限内に勧告に従わない時は公表します。

さらに、正当な理由がなく勧告にかかる措置を取らなかった時は、期限を定めて改善措置を取るよう命令していきます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域密着型サービス事業所実地指導件数	2 件	2 件	2 件

4-3. 適正な介護給付の推進（第4期介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市では、国の「第4期介護給付適正化計画に関する指針」及び大阪府の「第4期大阪府介護給付適正化計画」を踏まえ、「第4期介護給付適正化計画」を策定し、段階的に介護給付の適正化に努めます。

(1) 要介護認定の適正化

【標準的な取組】

① 委託分の認定調査結果の点検

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、市職員による点検等を実施します。

② 判定結果の分析等

「要介護認定適正化事業」による「業務分析データ」を活用し、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

③ 認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について、不整合の有無を確認します。（申請された事案全件）

④ ②の分析結果等を踏まえながら、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を実施します。

【更なる取組】

- ① 標準的な取組①の取組については、要介護認定調査の平準化を図るため、認定調査を指定市町村事務受託法人等に委託している場合も含めて、適切に認定調査が行われるよう実態把握に努めます。また、市職員が行った調査と比べ、特記事項の記載内容等の傾向に違いがないか点検します。
- ② 標準的な取組③の取組に加え、認定調査票に、特記事項（選択の根拠、介護の手段、頻度等）が適切に記載されているかを確認します。（申請された事案全件）

■取組の目標

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
調査票の点検件数	全件	全件	全件

（2）ケアプランの点検

【標準的な取組】

- ① 点検の実施に当たっては、国保連介護給付適正化システム等を活用して効率的に点検対象を抽出することで、利用者の自立につながるような居宅サービス計画等が作成されているか確認を行い、ケアマネジャーにフィードバックしています。継続的にケアプランの質の向上を図るとともに、点検割合の増加を図ることが望ましいため、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」の積極的活用を進め、点検に携わる職員のケアマネジメントに関する府が主催する研修会等への参加を促進し、点検内容の充実に努めます。
- ② 居宅支援事業所以外にも、訪問介護や福祉用具貸与の事業所を点検するとともに、サービス事業所の運営状況等の把握に努め、適切なサービス提供を実施しているか確認を行います。
- ③ ケアプラン点検を行った結果、必要に応じて介護保険法第 23 条、同法第 83 条第 1 項の規定に基づき指導・監査を行います。

■取組の目標

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアプラン点検数	30 件	40 件	50 件

(3) 住宅改修の適正化

【標準的な取組】

居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に、受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問して又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。

施工前の点検の際には、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等に特に留意しながら、点検を行います。

(点検項目)

- 利用者の状態から見た必要性
- 利用者自宅から見た必要性
- 金額の妥当性、改修規模（介護保険適用部分の確認）
- 適正な施工が行われたかどうかの確認 等

【更なる取組】

事前審査や完了届による提出書類の点検を全件実施します。そのうち、実態が不明確なもの、受給者の状態にそぐわないと思われる改修については訪問調査をします。

■取組の目標

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問調査件数	5 件	5 件	5 件

(4) 福祉用具購入・貸与調査

【標準的な取組】

福祉用具購入については、提供された申請書と認定調査の結果等を照会し、利用者の状態にあった福祉用具の購入が行われているのか確認します。また、福祉用具貸与については、特に軽度利用者の場合はケアマネジャーから事前に提出された届出等を確認する等、自立支援のためのサービス利用につながるように努めます。

【更なる取組】

- ① 福祉用具購入・貸与調査の結果を把握することにより、調査を実施したことによる効果の実態を把握します。

- ② 福祉用具購入・貸与の申請理由が直近の認定調査の結果及び主治医意見書の内容と整合性が取れているのか確認を行い、利用が想定しにくいものについてはケアプラン等により必要性を確認します。また、必要に応じて利用者に対して訪問調査を行います。

■取組の目標

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問調査件数	5 件	5 件	5 件

(5) 医療情報との突合

【標準的な取組】

国保連介護給付適正化システムから出力されるリストを用いて、給付状況を確認し、疑義が生じた場合は、ケアマネジャーやサービス提供事業所、医療保険担当部署等に詳細を確認し、必要に応じて国保連に対し過誤申立て等を行うように事業所等に指導しています。

(6) 縦覧点検

【標準的な取組】

国保連から送付される給付適正化に関するすべての縦覧点検項目について確認を行い、疑義が生じた場合は、ケアマネジャーやサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連に対し過誤申立て等を行うよう事業所等に指導しています。

(7) 介護給付費通知

【標準的な取組】

- ① 利用者へのサービス利用実績の送付
国保連において審査決定した給付実績等から、利用者ごとに直近数か月の利用実績を記載した給付費通知書を作成し送付します。
- ② 疑義内容の確認及び過誤申立て等の実施
利用者から、架空請求や過剰請求等の情報を受けた場合、事実確認を行うとともに、必要に応じて国保連に対し過誤申立て等を行うよう指導します。

【更なる取組】

単に通知を送付するだけでなく、説明文書やQ & Aの同封等、受け取った受給者が通知内容を理解できるようにするための工夫を検討します。

■取組の目標

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付通知送付回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回

(8) 給付実績の活用

【標準的な取組】

① 帳票の活用

国保連から配信される被保険者や事業者ごとの給付実績等の情報を活用して、把握できる範囲で、各種指標の偏りをもとに不適正・不正な可能性のある事業者等を抽出します。

② 疑義内容の確認及び過誤調整等の実施

抽出された事業者等への確認を行い、過誤調整や事業者等への指導を実施します。

■国保連から提供される給付実績の活用に関する主な帳票・点検項目

出力帳票	出力内容
介護支援専門員当たり 給付管理票作成状況一覧表	事業所単位における介護支援専門員単位の給付管理票作成件数
支給限度額一定割合超一覧表	支給限度額に対する計画単位数の割合、利用者負担額の有無
居宅介護支援請求状況一覧表	居宅介護支援における「特定事業所加算」「運営基準減算」「取扱件数」「特定事業所集中減算」の算定状況
福祉用具貸与費一覧表	全国平均・府平均との価格の比較・状態に応じた福祉用具の選定確認
受給者別給付状況一覧表	受給者ごとの給付状況

4-4. 利用者本位のサービス提供の推進

(1) 介護保険制度及びサービスに関する情報提供の充実

利用者がニーズに応じた介護保険サービスを選択できるよう、本市の介護保険の相談担当窓口や地域包括支援センターを中心として、介護サービス事業者等と連携を取りつつ、本市の広報紙やホームページ、ハンドブックやパンフレット等の多様な媒体や様々な機会を活用して、介護保険制度の趣旨及び制度改正の内容等に関する情報提供に努めます。

また、障害のある方や外国人の方に対しては、声の広報、点字や外国語のパンフレット等による情報提供を図ります。

さらに、区長、民生委員児童委員、福祉委員等の地域組織との連携、市ホームページや「大阪府介護サービス情報公表システム」、厚生労働省の提供する「介護サービス情報公表システム」等の活用により、市民が知りたい情報を、知りたいタイミングで的確に得ることができるよう取り組みます。

(2) 相談・苦情対応窓口の充実

市民が安心して介護保険を利用できるよう、本市の介護保険の相談担当窓口、地域包括支援センター等において、ニーズに即した円滑なサービス利用を支援します。

また、行政以外の身近な相談窓口としては、居宅介護支援事業者、民生委員児童委員、介護まちかど相談薬局等があり、これらの窓口においても個々の相談に十分対応できるよう支援するとともに、そこで受けた質問や相談、苦情等について把握し、必要に応じて行政での対応を行うため、地域包括支援センターを中心とした連携強化を推進します。

事業者の提供するサービスに関する苦情申立て等については、大阪府国民健康保険団体連合会に対して、被保険者が直接相談や苦情申立てを行うことができますが、内容に応じて、本市が被保険者と事業所の間に入って苦情内容を取り次ぐとともに、関係機関等と調整及び対応を行います。

その他、本市では、介護相談員が施設へ訪問し、利用者の疑問や不満、不安等について行政やサービス提供事業者との橋渡しをしつつ、問題の改善や介護サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を実施しており、事業の安定運営のために適宜介護相談員の募集を行うとともに、介護相談員との定期的な情報共有や連携強化を図り、利用者の不満の解消、施設の改善につなげていくよう努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護相談員実働人数	14 人	18 人	22 人

(3) 審査請求について

介護保険制度においては、被保険者が不服申立てを行える仕組みが設けられています。本市が行う処分（要介護認定や介護保険料に関すること等）については、大阪府介護保険審査会に対して、被保険者が直接、審査請求を行うことができます。

今後も引き続き、要介護認定結果や介護保険料について、どなたにも分かりやすい説明を心がけ、不服申立ての内容をよく理解し、納得していただけるよう誠実な対応に努めます。

(4) 介護保険サービス未利用者に対する見守り

介護保険制度では介護の必要な高齢者が、その介護の必要度に応じ適切な介護保険サービスを受けられることになっています。

要介護認定を受けているが、何らかの理由（介護保険サービスの内容を詳しく知らない等）により介護保険サービスを利用していない方で、サービスの利用意向がある方に対しては、適切なサービスが提供されるように情報提供を行います。

また、その時点でサービス利用意向のない方に対しては、地域包括センター等と連携を図り、見守りを行うとともに、介護保険サービスに関する情報提供を行っていきます。

4-5. 在宅福祉サービスの推進

(1) 寝具乾燥サービス

自身での布団乾燥が困難かつ前年分の市民税が非課税の世帯の方で、おおむね65歳以上の一人暮らしの方、又はどちらかが病弱か寝たきりの状態の方を抱える高齢者のみの世帯の方を対象に、自宅を訪問し、布団等を集配して消毒・丸洗い乾燥サービスを行います。

引き続き、事業の周知を図り、自宅で清潔で快適な生活が送れて、健康保持と身体的な負担の軽減につながるよう支援します。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
寝具乾燥サービス延利用件数	70件	70件	70件

(2) 訪問理容・美容サービス

おおむね 65 歳以上で、要介護 4 又は 5 の認定を受けた方に対し、出張理容又は美容サービスを行います。今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問理容サービス延利用件数	17 件	17 件	17 件
訪問美容サービス延利用件数	8 件	8 件	8 件

(3) 日常生活用具給付等

おおむね 65 歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等に電磁調理器の給付を実施します。

また、おおむね 65 歳以上であって、前年分の所得税が非課税の寝たきり、一人暮らし高齢者等に火災報知器又は自動消火器の給付を実施します。

その他、おおむね 65 歳以上であって、前年分の所得税が非課税の一人暮らし高齢者等で、現在電話を保有していない方については、福祉電話設置に伴う配線工事や基本料の扶助を行います。

本事業は、在宅における自立生活の支援のための事業として、今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
電磁調理器給付件数	3 件	3 件	3 件
火災報知器給付件数	1 件	1 件	1 件
自動消火器給付件数	2 件	2 件	2 件
福祉電話延貸与件数	9 件	9 件	9 件

(4) みまもりホットライン

おおむね 65 歳以上の方で、一人暮らしの方、寝たきりかそれに準じると認められる方を抱える高齢者のみの世帯の方、同居人が昼・夜間、就労等のために一時的に高齢者のみの世帯となる方を対象として、緊急通報装置を貸与します。

ボタンを押すと、24 時間 365 日いつでも保健師又は看護師とつながり、健康等の相談が行えます。また、2か月に1度、保健師又は看護師からの「お元気コール」を実施し、相談内容等の報告を受け取ることにより、利用者の状態を把握します。さらに、緊急の際は、ボタンを押せば即時に救急車又は消防車、緊急対応要員、協力員の出動要請等、必要な対応を行います。

引き続き、事業の周知を図り、対象となる方の利用促進に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
みまもりホットライン利用者数	205 人	210 人	215 人

(5) 在宅高齢者紙おむつ等給付

おおむね 65 歳以上の在宅高齢者で、要介護 3～5 のいずれかの認定を受けた方で、前年分の市民税が非課税の世帯の方に対し、1か月に1回、紙おむつ給付券を交付します。給付券は月 5,000 円を限度に、紙おむつや尿取りパッドと引き換え可能です。

本事業は高齢者の経済的な負担の軽減に効果を上げていることから、引き続き、事業の周知を図るとともに、需要に応じたサービス提供と登録指定店の更なる増加に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅高齢者紙おむつ等給付延利用件数	929 件	989 件	1,061 件

(6) 生活支援型ホームヘルプサービス

おおむね 65 歳以上で、要介護認定において『非該当』となり、何らかの理由で在宅での日常生活に支援を必要とする方に対し、原則週 1 回のホームヘルプサービスを提供することにより生活支援を行います。

なお、本事業は要介護認定において『非該当』になった方が対象であり、介護保険サービスとのすみ分けを明確化させる必要があります。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活支援型ホームヘルプサービス 年間利用時間	90 時間	90 時間	90 時間

(7) 生活支援型ショートステイ

おおむね 65 歳以上で、要介護認定において『非該当』となり、何らかの理由で在宅の日常生活に支援を必要とする方に対し、年間 28 日以内のショートステイサービスを提供することにより生活支援を行います。

なお、本事業は要介護認定において『非該当』になった方が対象であり、介護保険サービスとのすみ分けを明確化させる必要があります。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活支援型ショートステイ延利用日数	4 日	4 日	4 日

(8) 在宅高齢者給食サービス

おおむね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の方、又は同居人が昼・夜間、就労等のため、一時的に高齢者のみとなる世帯の方に対し、昼食を配達すると同時に安否確認を行います。

民間配食業者が増加していますが、本事業は高齢者の食生活の安定性を高めるとともに、高齢者の見守り活動として有効であるため、引き続き、需要に応じたサービス提供に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅高齢者給食サービス延配食数	7,339 食	7,699 食	8,059 食

(9) 園芸福祉

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、外に出ようとする意欲を取り戻すため、幼稚園や小学校でボランティアとともに園芸活動を行います。

利用促進のため、他機関等と連携し、本事業の対象となり得る方の把握方法を検討するとともに、高齢者のニーズや利用状況等を勘案し、今後の事業展開について検討していきます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
園芸福祉事業利用者数	4 人	5 人	6 人

4-6. 介護に取り組む家族等への支援の充実

(1) 家族介護慰労金の給付

要介護4又は5の認定を受け、過去1年間に介護保険サービスを受けなかった65歳以上の在宅高齢者と同居し、主に介護をされている方で、前年分の市民税が非課税の世帯に属する方に対し、月額8,000円の家族介護慰労金を給付します。

利用対象者の範囲が狭くなっているため、適正な要介護認定及び介護保険サービスの適正な利用との整合を図りつつ、事業の周知・啓発に努めます。

■実績に基づいた取組の見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
家族介護慰労金給付者数	1人	1人	1人

(2) 介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者等を介護している家族の負担の軽減を図るため、必要とされる介護保険サービス等の確保や介護に従事する家族の柔軟な働き方の確保、介護者への介護知識・技術の習得支援、介護者が介護に疲弊することがないように介護者の交流機会の提供等に加え、総合的な相談支援を利用しやすくする環境整備や実施体制の整備等、本市の実情を踏まえた支援を検討します。

